

下原小学校 いじめ防止基本方針

日光市立下原小学校

1 いじめ防止基本方針策定にあたっての学校の考え

本校では、全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。いじめ防止対策の組織として、「児童指導委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができる学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向け組織的に対応します。

いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法第二条」に定めるように、以下の通りとします。児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 組織的な対応に向けて

校内において、いじめに関する方針を決定する機関として「児童指導委員会」が設置されており、校長、教頭、教務、児童指導主任、養護教諭の他、校長が指名する職員で構成されています。いじめ防止や、早期発見、早期対応、解消に向けて組織的に取り組みます。

3 いじめの未然防止に向けて

すべての教育活動において道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図ることで心の通う対人交流ができる児童を育成します。保護者、地域住民との連携を図りつつ、児童、保護者、教職員にいじめ防止の重要性に関する理解を深める啓発を行います。児童には、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために必要な措置として、道徳、学級活動等を積極的に活用します。インターネットを通じて行われるいじめに対して、外部講師を招いて情報モラル教室等を開催します。

4 いじめの早期発見に向けて

児童や保護者からの情報、教職員による児童の見守り等を通して、児童に関する情報を多く得て、いじめにつながる情報を掴むことに努めます。また、情報を全教職員で共有し、どの職員でもいじめにつながる危険な兆候を見逃さない体制を取ります。在籍する全ての児童に対して、定期的にアンケートや各種調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努めます。児童との信頼関係を築くことに努め、相談しやすい雰囲気を作ります。

5 事案対処に向けて

いじめの事案が発生した場合には、事実や経緯の確認を行い、被害児童や保護者に対しては支援を、加害児童には指導を、その保護者には助言を行っていきます。被害児童が安心して学習できるように、別室等での学習や、加害児童の出席停止措置等についても検討します。また、必要に応じて、心理や福祉等の面における専門的な知識を有する者や機関の協力を得ながら進めていきます。

6 いじめの解消に向けて

再発しないと十分に判断できること、被害児童と加害児童の双方の関係性に改善がみられることをもって解消とみなします。一時的な謝罪だけでは解消とは言えず、長期的に支援・指導を継続して解消します。

7 いじめに関する相談について

いじめに関する相談窓口は以下の通りです。

下原小学校 担当：児童指導主任		0 2 8 8 - 7 6 - 1 2 0 5
ホットほつ と電話相談	【子ども専用】いじめ相談さわやかテレホン	0 2 8 - 6 6 5 - 9 9 9 9
	【保護者専用】家庭教育ホットライン	0 2 8 - 6 6 5 - 7 8 6 7
いじめ・不登校等対策チーム（上都賀教育事務所内）		0 2 8 9 - 6 2 - 0 1 6 2
栃木県総合教育センター 教育相談部		0 2 8 - 6 6 5 - 7 2 1 0
		0 2 8 - 6 6 5 - 7 2 1 1
栃木県連合教育会（栃木県教育会館）		0 2 8 - 6 2 5 - 5 2 2 8
日光市教育相談室		0 2 8 8 - 2 1 - 9 1 3 0
日光市教育委員会いじめ相談		0 2 8 8 - 2 1 - 5 1 8 1